第十七号の二様式別表中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に、

「

（摘要）

」

を

「

（摘要）

16歳未満の扶養親族の数	人

」

に

改め、同表の記載要領11を同記載要領12とし、同記載要領10中「配偶者控除額又は扶養控除額」を「障害者控除額」に改め、同記載要領10を同記載要領11とし、同記載要領9の次に次のように加える。

10　「16歳未満の扶養親族の数」の欄には、16歳未満（平成　年1月2日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第五号の七様式及び第十七号の二様式別表の改正規定並びに次条第一項の規定は、平成二十四年一月一日から施行する。

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第五号の七様式及び第十七号の二様式別表は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2　新規則第十七号様式別表は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。この場合において、平成二十四年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る給与支払報告書の様式をこの省令による改正前の地方税法施行規則第十七号様式別表によることにつきやむを得ない事情があるときは、新規則第十七号様式別表に準じて記載した当該給与支払報告書をもってこれに代えることができる。

○厚生労働省令第三十一号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定を実施するため、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

厚生労働大臣　細川　律夫

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「平成二十三年度」の下に「から平成二十六年度までの間」を加え、「及び第五条から第十一条の四まで」を「、第五条から第十一条の四まで及び第十三条から第十五条まで」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第十号

中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項の規定に基づき、中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

経済産業大臣　海江田万里

中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令

中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表（第一八条の表）の第三欄及び第四欄を次のように改める。

第三欄	第四欄
○・二五％（○・二一％）	○・四三％（○・三七％）
○・四三％（○・三七％）	○・六一％（○・五二％）
○・六一％（○・五二％）	○・七九％（○・六七％）
○・七九％（○・六七％）	○・九七％（○・八二％）
○・九七％（○・八二％）	一・一五％（○・九八％）
一・一五％（○・九八％）	一・三三％（一・一三％）
一・三三％（一・一三％）	一・五一％（一・二八％）
一・五一％（一・二八％）	一・六九％（一・四四％）
一・六九％（一・四四％）	一・七四％（一・四八％）

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○環境省令第四号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第七条第二項第三号及び第九条第二項第三号に基づき、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

環境大臣　松本　龍

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則（平成四年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二条第二項中「おおむね」を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。